

令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1 日 時 令和5年11月2日（木）15時00分～16時30分

2 会 場 千葉市役所本庁舎3階 XL301会議室

3 出席者

(1) 委 員 中澤委員（分科会長）、渡辺委員（会長職務代理者）、坂原委員、栗田委員、岸委員、今田委員、中間委員、千葉委員、松木委員、三浦委員、藤田委員、石井委員、牧田委員、堀田委員、平川委員、大森委員（計16名）

(2) 事務局

【こども未来局】	宍倉こども未来局長
【こども未来部】	大町こども未来部長
【幼児教育・保育部】	石野幼児教育・保育部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉こども企画課長
【こども未来部健全育成課】	石田健全育成課長
【こども未来部こども家庭支援課】	高木こども家庭支援課長
	中坂こども家庭支援課担当課長
【こども未来部東部児童相談所】	山口東部児童相談所長
【幼児教育・保育部幼保支援課】	皐月幼保支援課長
【幼児教育・保育部幼保運営課】	小林幼保運営課長
【幼児教育・保育部幼保指導課】	渡邊幼保指導課保育所指導担当課長

4 議 題

- (1) 会長職務代理者の選任について
- (2) 第2期千葉市こどもプランの令和4年度進捗状況について
- (3) 千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況について

5 議事の概要

- (1) 会長職務代理者の選任について

会長職務代理者について、渡辺委員が選任された。

(2) 第2期千葉市こどもプランの令和4年度進捗状況について

事務局から第2期千葉市こどもプランの令和4年度進捗状況について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

(3) 千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況について

事務局から千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況について説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承として答申することを決定した。

6 会議経過

佐久間補佐： 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は、過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がありますので御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、次第、委員名簿、座席表、資料2－3の確定版を配付してございます。次第、委員名簿については差し替えが生じておりますので、机上に配付したものを御使用ください。座席表、資料2－3の抜粋版は当日配付となります。その他の配付資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。

不足等はないでしょうか。不足等がございましたら、事務局からお渡ししますので、お申しつけください。

それでは、開会に当たりまして、宍倉こども未来局長より御挨拶を申し上げます。

宍倉局長： 皆様こんにちは。こども未来局長の宍倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。日頃より本市の市政各般にわたりまして多大なる御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

御承知のように我が国の少子化の状況は、昨年、初めて出生数が80万人を割り込むなど、深刻化しております。国が今年6月に決定いたしましたことも未来戦略方針におきましても、少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識が示されております。

このような少子化の状況は本市も同様でございます、子どもや子育て家庭への支援の充実は喫緊の課題でありまして、本会議が担う役割はますます重要性を増しているところでございます。

さて、本日の会議では、まず、子どもや子育て家庭の支援を体系的・総合的に推進することを目的といたしました第2期千葉市こどもプランの昨年度の進捗状況について御報告をさせていただき、続きまして、子どもの貧困対策の推進を目的とした千葉市こども未来応援プランの昨年度の進捗状況について、それぞれ御審議をお願いいたしたいと存じます。

委員の皆様方にはそれぞれの専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

佐久間補佐： なお、千葉市社会福祉協議会常務理事矢澤委員、千葉市PTA連絡協議会副会長平井委員、植草学園短期大学教授佐藤委員におかれましては、御欠席の御連絡をいただいております。

ここからは会長に議事を進行していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議題（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長： よろしく申し上げます。それでは早速ですが、議題（１）会長職務代理者の選任に入りたいと思います。事務局から、選任方法について説明をお願いいたします。

宮葉課長： こども企画課の宮葉でございます。よろしくお願いいたします。会長職務

代理者の選任方法につきまして御説明を申し上げます。

会長職務代理者につきましては、千葉市社会福祉審議会条例第5条第4項の規定によりまして、会長の指名となっております。

以上でございます。

中澤会長： ただいまの事務局の説明によりまして、会長職務代理者は会長の指名ということでございます。私といたしましては、市議会教育未来委員会の委員長であります渡辺委員にその職をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： 御了承いただいたということでよろしく願いいたします。

それでは、渡辺委員は会長職務代理席へお移りいただけますでしょうか。お願いします。

（渡辺委員、席を移動）

中澤会長： それでは、一言、就任の御挨拶をいただきたいと思います。

渡辺委員： 教育未来委員長を務めております渡辺忍です。私自身、児童福祉分野にはずっと興味があって注力してきた分野でありますので、お役目をいただいた際にはしっかりと任務を果たしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題（２）第２期千葉市こどもプランの令和４年度進捗状況について

中澤会長： ありがとうございます。

続きまして、議題（２）第２期千葉市こどもプランの令和４年度進捗状況についてに入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

宮葉課長： こども企画課の宮葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。第２期千葉市こどもプランの令和４年度進捗状況につきまして御説明を申し上げます。失礼ですが、着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、資料１をお願いいたします。

初めに、千葉市こどもプランの概要につきまして御説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただき、資料１－１、第２期千葉市こどもプランについてを御覧ください。

まず（１）計画の概要でございます。①趣旨でございますが、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、②計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画といたしまして、４つの計画を一体的なものとして策定したものでございます。その４つの計画とは、まず、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられ、教育・保育や様々な子ども・子育て支援について、量の見込み、提供体制の確保などを定める「子ども・子育て支援事業計画」、２つ目に、子ども・若者育成支援推進法に基づき策定が努力義務となっております「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」、３つ目に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」、さらに、子どもの社会参画について普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業などについて定める「こどもの参画推進計画」、これら４つの計画を一体的なものとして策定いたしまして、基本施策１、「子ども・子育て支援」をはじめとする１１の基本施策で構成しております。

③計画期間でございますが、令和２年度から６年度までの５年間としております。なお、計画の中間年度に当たります令和４年度に社会・経済情勢の変化や過去２年間の実績等を踏まえまして、令和５年度と６年度の目標事業量や取組内容などにつきまして計画の見直しを行っております。

次に、（２）進捗管理の方法でございますが、各章における新規・拡充・見直し事業の進捗状況や事業の取組内容とともに、第１章、子ども・子育て支援における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供につきまして、項目ごとに評価を行い、計画全体の進捗管理を行うこととしております。

続いて、（３）進捗状況の公表でございますが、本日、当分科会におきまして計画における実施状況や評価について御意見等をお聞きした上で、１１月下旬頃に市のホームページで公表する予定でございます。

最後に、（４）社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告についてですが、当プランは２５５事業という非常に多くの事業で構成しておりますの

で、全ての事業の進捗状況について御報告をさせていただくことは時間的に難しい状況でございます。したがって、本日は、（２）に記載してございます評価項目のうち、①の新規・拡充・見直し事業、③の教育・保育の提供、並びに④の地域子ども・子育て支援事業の提供の実施内容や目標値に対する状況につきまして御説明をさせていただきます。なお、第１章の子ども・子育て支援事業計画の部分につきましては、計画の進捗管理等を所掌する子ども・子育て会議におきまして、既に10月16日に御審議いただいておりますので、ここでは御報告という形になることを申し添えます。

それではまず、計画全体の進捗状況の概要について御説明いたします。資料１－２、第２期千葉市こどもプラン令和４年度進捗状況の概要を御覧ください。

一番上の網かけの部分ですが、左から、計画に位置づけている基本施策、主な取組内容、令和４年度の実施状況を記載してございます。

基本施策の１、「子ども・子育て支援」から、一番下、基本施策11、「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」まで、計画に掲載している192の施策のうち、再掲を除いた評価対象の180の施策につきまして、４段階で評価をしてございます。なお、実施状況の各欄の下段に記載している括弧書きの数値につきましては、新規・拡充・見直しの事業数を内数で記載したものでございます。

評価基準につきましては、一番下の欄外の区分を御覧ください。前倒しの実施など計画以上の成果があったものはＡ、おおむね計画どおり実施したものはＢ、遅れなど計画どおりの実施ができなかったものはＣ、休止・中止など未実施のものはＤとしております。

計画全体の評価の概要でございますが、表の一番下、合計欄を御覧ください。再掲を除く180施策のうち、ＡまたはＢが169施策と、全体の約94%となっております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、Ｃが９施策、Ｄが２施策となっております。なお、新規・拡充・見直し事業につきましては、全41施策のうち、ＡまたはＢが34施策と全体の約87%となっております。一方で、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、Ｃが６施策、Ｄが１施策となっております。

各新規・拡充・見直し事業の取組状況につきまして、全体の状況は資料１

ー 3 で整理しておりますが、本日は時間の関係もございますので、資料 1ー 3 の最初のページ、資料 1ー 3（抜粋）と記載しております資料によりまして、令和 4 年度の評価が C または D として、計画どおり実施できなかった事業について御説明をさせていただきます。

まず、表の見方でございますが、左から、資料 1ー 3 における事業の通し番号、次に、本プランにおける基本施策ナンバーと基本施策名、次に、基本施策内での取組ナンバー、取組内容、該当事業の事業名と所管課を記載しております。その右にプラン策定時の令和元年度現在の状況、そして、プラン策定当初に定めた令和 4 年度の目標値、それに対する令和 4 年度の評価及び実施内容を記載してございます。また、該当事業に関連する数値や実績につきまして、一番右の参考値の欄に記載してございます。

それではまず、一番上の通し番号 1 番、基本施策 1、「子ども・子育て支援」の事業名、「教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり」でございます。この事業につきましては、教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりを目的としたもので、令和 2 年度に実施内容を検討したものを継続実施することを目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、着手・実施が遅れたことにより、C 評価としております。ただし、令和 5 年 3 月に、幼児教育・保育のバージョンアップ宣言を取りまとめ、その中で、令和 6 年度に開設することを定めております。

続きまして、通し番号 8 番、事業名、「送迎補助などの多様な補助メニューの検討」でございます。この事業は、子どもルームを運営する民間事業者が取り組む範囲の地区や多様なニーズの受皿となることができるよう、送迎補助などの多様な補助メニューの検討・実施を目標とするもので、令和 2 年度、3 年度に実施内容を検討したものを令和 4 年度に実施することを目標としておりましたが、検討をしたものの実施に至らなかったことから、D 評価としております。今後につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

続きまして、通し番号 15 番、基本施策 3、「こどもの社会参画の推進」の事業名、「こどものまち C B T」でございます。この事業は、子どもたちが主体となって企画運営するこどものまちをつくり、疑似社会体験を通して社会の仕組みや社会参画の意義を学ぶことを目的としたもので、全区で開催を

目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中央区での1区の実施にとどまったため、C評価としております。今後につきましては、必要に応じ、開催に向けての情報提供等の支援を行ってまいります。

続きまして、通し番号25番、基本施策6、「こども・若者の居場所づくり」の事業名、「放課後子ども教室と子どもルームの連携」でございます。この事業は、希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームと必要な連携を図ることを目的としたもので、95校での実施を目標としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を見送る学校が多く、活動した68校中48校での実施にとどまったため、C評価としております。今後につきましても、全校で連携して実施できるよう支援してまいります。

続きまして、通し番号27番、事業名、「信頼できる大人の育成」でございます。この事業は、子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、子どもの居場所で活躍できる人材を育成することを目的としたもので、講座の受講数70人を目標としていたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、定員数を少なく設定したため、40人の参加にとどまったことから、C評価としております。今後につきましては、状況に応じ、講座の定員数について見直しを図ってまいります。

続きまして、通し番号28番、事業名、「子どもの居場所のネットワーク化推進」でございます。この事業は、地域において子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により情報共有等連携強化を図ることを目的としたもので、参加団体40団体を目標としていたところですが、子どもの居場所事業者等を対象に連絡会議を2回開催するとともに、電子メール等により情報共有を図ったものの、延べ26団体の参加にとどまったことから、C評価としております。今後につきましては、新規登録団体の増加のための周知を実施しつつ、連絡会議等も継続するなどネットワーク化の推進に努めてまいります。

最後に、通し番号35番、基本施策8、「児童虐待防止対策の充実」の事業名、「一時保護環境の改善・体制強化」でございます。この事業は、一時保護を必要とする子どもを適切な環境に置いて保護できるよう、里親や児童福

祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮することを目的としたもので、一時保護児童 1 人当たりの平均在所日数32日を目標としていたところですが、児童養護施設等への入所待機児や虐待等の処遇困難事案の増加によりまして、一時保護期間が長期化しており、所内カンファレンスの充実を図り、昨年度より平均保護日数はやや短くなったものの、平均在所日数が58.6日となったことから、C評価としております。今後につきましては、速やかな施設入所に向けた調整会議を県内の児童相談所及び児童養護施設等と開催し、検討をするとともに、受入先の拡充を働きかけるなど、日数の短縮に努めてまいります。

新規・拡充・見直し事業の進捗状況に関する説明は以上でございます。

続きまして、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の提供について御説明をいたします。

まず、資料1－5、教育・保育の提供をお願いいたします。こちらと、次に御説明いたします地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく事業計画といたしまして、子ども・子育て支援施策の計画的な提供体制の確保を図るために定めているものでございます。

初めに、教育・保育の提供として、保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設の認可化などの状況を御説明いたします。表の見方でございますけれども、大きく左と右に表が分かれております。一番上、網かけの部分でございますが、左側の表に計画策定当初の見込みを、右側に実施状況と確保内容を記載してございます。

まず、左側の計画策定当初の見込みでございますが、左から3つ目、量の見込みの欄に、平成30年に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえまして、各年度の認定区分に応じた4月1日時点の量の見込みを人数で示しております。なお、令和5年度と6年度につきましては、昨年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえまして、中間見直し後の量の見込みへと修正しております。この量の見込みには、例えば現在は就労をしていない保護者が今後希望どおりに就労した場合などに生じる潜在的な需要も含んだものとなっております。これに対しまして、その右の確保方策の欄には、量の見込みに対応した教育・保育を提供するための受皿を確保するために必要な各年度の4月

1日の認定区分に応じた施設等の定員数を示しております。こちらにつきましては、新制度に基づく事業計画といたしまして、こどもプランの本編第1章に掲載しているものでございます。

次に、この計画数値に対しまして受皿をどう確保したのかを右の表に実施状況と確保内容として記載してございます。令和4年度の実施状況でございますが、令和5年4月1日に向けた整備実績となりますので、表の中ほどの網かけの下の部分、令和5年度の実施状況の欄を御覧ください

実施状況の欄に記載しているのが4月1日時点の各認定区分における確保量、そして確保内容の欄にはどのような整備内容により受皿を確保したのかを記載してございます。確保内容の内訳ですが、私立幼稚園の認定こども園への移行が4園、その2つ右側、既存保育所の定員変更や分園設置により保育所の定員増が10園、認定こども園の定員増が2園、小規模保育事業の定員増が1園、事業所内保育事業の定員増が1園、家庭的保育事業の定員増が1園、その右、事業所内保育事業における地域枠の設定が2園、その他新設などによりまして、合計30園で保育の必要な2号及び3号の定員について、利用定員ベースで464人分の整備を実施いたしまして、4年連続で待機児童ゼロを達成しております。

中ほどの実施状況の一番右に見込みと実績の差という欄がございますが、目標としておりました確保方策の合計数に対しまして、実際には定員数で計3人分不足という結果になっております。主な理由といたしましては、整備地域の設定に当たりまして、令和5年4月の入所児童数の状況などから直近の需要を改めて推計し、需要が極めて高い地域に限定したことなどが挙げられます。今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響など、保育需要の推移をこれまで以上に見極めまして、引き続き既存施設を最大限活用し、必要な数の施設整備を行うことで、待機児童ゼロの継続を目指してまいります。

教育・保育の提供につきましては、以上でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料1－6、地域子ども・子育て支援事業の提供を御覧ください。

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭への多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業でございますが、

全部で13事業ございますので、本日は時間の関係もあることから、主な事業といたしまして、左上の番号①放課後児童クラブ、本市では子どもルームという事業名を使用しておりますが、この事業につきまして御説明をさせていただきます。表のつくりや数値の内容は異なりますが、量の見込み、確保方策についての考え方は、先ほどの教育・保育の提供と同様でございます。

網かけしております令和4年度の欄を御覧ください。実施内容ですが、令和4年度に6か所新設いたしまして、低学年向け120か所、高学年向け39か所の計159か所を開設しております。また、平成30年度から開始した社会福祉協議会以外の民間事業者への委託を拡充しております、1か所拡大し、累計で37か所としております。確保量につきましては、二重線で囲んでいる全市欄に記載のとおり、低学年で当初見込み1万748人に対しまして、実績は、3,106人少ない7,642人となっております。また、高学年では、2,701人の見込みに対しまして、809人少ない1,892人を受け入れております。子どもルームの新設、民間事業者への委託替えの実施に伴いまして、待機児童は減少傾向にございます。今後につきましても引き続き子どもルームの適正配置によりまして待機児童の解消を目指すとともに、小学校の放課後において保護者の就労状況等にかかわらず、希望する全ての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクールの原則全校展開を目指してまいります。

地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、以上でございます。

本日御説明した事業以外の取組状況につきましては、資料1－4に整理しております。本日は時間の関係で御説明できませんが、資料1－2で御説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症による影響はあったものの、第2期こどもプランはおおむね計画どおりに進捗が図れているものと考えております。しかしながら、様々な事情によりまして、設定した目標に達していない事業もあるほか、子ども・子育てに関する新たな社会的課題に的確に対応するため、今後も引き続き、各種事業の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

千葉市こどもプランの令和4年度進捗状況についての説明は以上でございますが、短い時間の中での説明であるため、御不明な点も多々あろうかと存じます。この会議の後におきましても、お時間があるときに資料にお目通し

いただきまして、お気づきの点などがございましたら、資料１－７のご意見用紙などをお送りいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

中澤会長： ありがとうございます。ただいま説明をいただきましたが、何か御質問、御意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。岸委員、お願いします。

岸 委 員： 岸でございます。御説明ありがとうございます。資料１－５の教育・保育の提供の部分での令和５年度のことを御説明いただきました。それで質問をさせていただきます。30園増で約460人分の増があつて待機がゼロという御説明を受けました。大変よろしいことだと思いますが、増えた話はいいいですけども、減った話は、どこもなくならなかったでしょうかね。小規模保育園とか随分と苦戦されているようなお話を伺っていますので。それから、株式会社系のものが子どもの数が減って撤退するような話もうわさとしては聞いていますが、実際のところどうなのかということを伺いたいと思います。

それから、小規模保育ですけれども、小規模保育の場合、0・1・2歳の受入れだけですので、たしか3歳以降の提携園への移行ということが義務づけられたと思いますけれども、それが速やかに行われているのだろうかということを伺いたいと思います。というのは、ちょうど今、幼稚園の入園募集時期で、私どもの園に来年度から来てくださるということで願書を提出した方が、ある小規模保育所に今行っていて、提携園のほうから断られたのでこっちへ来たというような事例がございました。そうするとこちらとしては来てくれてありがたいことですが、やはりそれは当初の約束とは違う話になってくるので、これはもしかすると幼稚園側あるいは3歳児以上の保育所側の問題かもしれませんけれども、そのあたり、小規模保育園認可のときにある程度確認ができていくかどうかということを伺いたいと思います。

以上です。

中澤会長： ありがとうございます。２点ほどあつたと思います。お願いします。

皐月課長： 幼保支援課の皐月と申します。よろしくお願いいたします。まず１点目の減っているところについてなんですけれども、令和４年度中には合計129人の定員減がございました。内訳としましては、認定こども園、小規模保育事業等８施設で施設の定員を減らしたところ、認定こども園で休止をされたところ、小規模保育事業と家庭的保育事業で事業の廃止をされたところがござい

ます。廃止をされたところにつきましては、小規模保育事業が4か所、家庭的保育事業が1か所となっております。いずれの施設につきましても、定員まで入所人数が達しないということで定員を減らされたり、事業を廃止されたり、もしくは同じグループの別の事業所に統合したりなどの工夫をされたというところがございます。なお、定員減をされたところはもともと入所人数がそのときの入所人数と同じレベル以上のところまで書類上の定員を下げるといような取扱いとなりますので、実際の入所には影響がないということ、また、廃止等をされた事業所につきましては、ほかの施設に優先的に転所できるような取扱いをしておりますので、通われているお子様にとって大きな問題はないということを確認した上で、事業の廃止等を市としても了解しているという状況でございます。

続きまして、3歳以降の提携園移行について円滑にできているのかという御質問ですけれども、小規模保育事業を卒園された方が3歳以上のところに転園される際には、入所調整の中で優先という、点数が高くなる取扱いをさせていただいております。3歳から新しく預けたいという方々と比べると圧倒的に入りやすいという状況は確保しておりますので、円滑に移行できる体制としては整えておりますが、先ほど事例に出された方に関しては、その方がどれだけ保育所の数を御希望されたか分からないですけれども、御希望に合ったところがなかったということではないかと考えております。

以上です。

岸 委 員： 併せて2点ほど。まず、後のほうですね、連携していたところは幼稚園でしたので、幼稚園側の問題かと思っておりますので、幼稚園協会として対処したいところです。ありがとうございます。

もう1点、転所のことでございますけれども、確かにハード面では速やかな転所ということになるんでしょうけれども、そこに通っている子どもにとっては環境が変わるということですよね。ですから、私も事業をしていますから分かるのですが、最後の1人までちゃんと責任を持てるような対応をしていかないと、転所をすることで、環境が変わることによって子どもにかかる負荷というのはあるんじゃないかなと思いますので、そのあたりのことは我々事業者も考えなければならないことだと思いますが、少し何らかの配慮ができるような、システムじゃないけれども、こういう場で少し考えていければなど

いうことを思わされたところです。感想です。ありがとうございます。

中澤会長： ありがとうございます。それでは、そのほか何か御質問、御意見などございますでしょうか。どうぞ。

坂原委員： ひまわり会の坂原と申します。御説明いただいてありがとうございます。
資料1－3のナンバー35、「児童虐待防止対策の充実」のところについて、令和4年度の実施内容の部分で2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目が、平均保護日数1人当たり58.6日ということですが、こちらの実施内容において、施設待機児について保護日数が200日を超えるなど平均値を押し上げているということで、施設待機児の子どもが保護日数を押し上げるという記述がありますが、逆に、施設待機児以外の子どもというのはどの程度の在所日数なのかというところをお伺いしたいと思います。

また、一時保護所の場合ですとなかなか学校に行けないなど、教育の機会が奪われる環境にもあると思いますが、この施設待機児に関しても待機児以外に関しましても、一時保護所における教育機会の確保が今現在どのように行われているかというところをお伺いします。

中澤会長： ありがとうございます。2点ございました。まず施設待機児以外の子どもたちの在所期間、それから、子どもたちの教育機会の保障についてお願いいたします。

山口所長： 東部児童相談所の山口と申します。御質問ありがとうございます。申し訳ありません、施設入所児とそれ以外というところで、どこまで施設入所といったところで分けるかということもございますが、今の具体的な数字を手元に持っておりませんので、またこの後どこかで御報告できる機会がありますときに改めて正確な数字を出して報告させていただきたいと思います。

2点目の御質問の中で、一時保護中のお子さんについての学習機会の確保といったところの話がございました。その一時保護が必要になったお子さんについて、保護者からの強制的な引き取りだとかそういったような危険がないと判断されたお子さんについては、まず預かり先があれば、里親家庭ですとか施設にお願いをして、そこから元の学校に通える可能性を最初に検討しています。その上で、当然、施設待機でこれだけお子さんが増えているということなので、なかなかそういった形で預けることも難しいのが現状ということになります。

一時保護所の中での学習につきましては、今、一時保護所の職員の中に教員が10名おりまして、日頃の学習活動ということで、男子、女子、それから低学年のお子さん、小学校1年生から3年生については、男女共修で学習活動を行っております。それぞれのお子さんの学年というのもございますけれども、実際のお子さんの学習進度に合わせた形で、個別に学習を行っております。現在、今年度予算でICT学習環境を整えたいということで、学校においてもギガタブを導入されていることを考慮いたしまして、全員分ということではないのですが、タブレット端末を導入しまして、少しずつそうした学習を進めていきたいと考えております。また、どうしても保護所の職員だけでは教員の数足りないため、学校の先生のOBで構成されております法人に、1日3名、学習補助ということで学習指導をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

坂原委員： 御説明、ありがとうございました。

中澤委員： ありがとうございました。では、大森委員、お願いいたします

大森委員： 千葉市民間保育園協議会の大森です。先ほどの岸先生のお話の中にあった連携施設のことについてです。うちも小規模保育事業所の連携施設になっていたことがあり、小規模保育事業所を出て3歳になったときに受け入れるという要件などがあるんですが、実質的には自分の園に2歳児がたくさんいて、その子たちが繰り上がりますので、そういった連携先からの3歳児の受入れというのは無理なんですね。

なので、その要件を含まない別の要件でその小規模保育事業所とは連携の契約を結んだのですが、結果的にその小規模保育事業所が3歳以上児の園舎をつくったためにこの連携をする必要がなくなったので解消しました。しかし、協議会の会員園の中にもそういった連携先を1施設じゃなくて複数施設受けている保育園がありますが、その複数園の小規模保育事業所から来るであろうと予想される3歳児の枠を設けて次の年度の入園に備えたり保育士を配置したりして待っていても、結果的にその連携先から3歳児が予想していた人数よりはるかに少ない人数しか来なかったという話が協議会のほうにも上がってきているんですね。

ですので、これは先ほど岸先生のおっしゃったお話とは逆のパターンで、

断られる以前に、来なかったということが生じており、この連携施設という制度自体がどうなのかなととても疑問を感じています。小規模保育事業所の連携先から連携している側の保育園が4月に入園を受けるときに、そこに入園調整が入ってしまっただけは人数が少なくなることも当然なのかなと思いますが、そもそも保護者の方の希望等もあるので、そこに小規模にいらっしゃる3歳になって卒園するお子さんたちが全員この連携先に入ってくるということは考えられないのですが、だとすると、この連携施設という制度自体がどうなのかなと思います。これは国が決めたことなので、市に言ってもどうにもならないのかもしれませんが、岸先生が言ったような事例や我々が聞いているケースが起きているので、不都合が生じている制度をまだやらなきゃいけないのかなと、とても疑問に感じております。

以上です。

中澤会長： ありがとうございます。では、お願いします。

皐月課長： 幼保支援課、皐月でございます。御質問ありがとうございます。連携施設につきましては、2歳児から3歳児への移行というところで入所調整も含めて様々な課題があるということは承知しております。もともとこの子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度から10年間の経過措置ということで、国の規定では連携施設を設けることとされていますけれども、10年間は経過措置として設けないこともできるということで、千葉市は今のところまだこの経過措置を活用するというスタンスを取っておりまして、ただその経過措置の期限を迎える来年度には改めて千葉市も視点を整理する必要があると思っております。国のほうに制度の見直しを要望していくことも含めて、今後どういう在り方が方向性として望ましいのか、検討をしてみたいと思います。貴重な御意見をありがとうございます。

中澤会長： 石井委員、お願いします。

石井委員： 都賀中学校校長の石井です。よろしくお願いします。先ほど児童相談所のほうから学習の保障ということが出てきたんですけども、実際に子どもの権利というか、中学校としてその次に出す学習の保障ということで、現場のほうで悩んでいる部分がたくさんあります。なかなか学校に足が向かない子であったり、家庭に問題がある子を放課後に教えている先生方もたくさんいるのが現状です。

その中で、以前、何回か児童相談所を行き来した生徒の中に、家庭では保護できないということで児相への一時預かりになりますが、高校に行けなくなると嫌だから我慢して学校に行きたいということを言った子がいるんですね。そういうところを考えると、今、個々に合わせた学習の保障をしてくださるというのは、確かにいろいろな先生方がいらっしゃるのも存じ上げているのですが、その部分、タブレットひとつ取っても学校では小学校も中学校もほとんど使っています。それが実際、一時預かりした子がそれをどれだけ活用できているのかなとか、通知表や英検やテストについて、そういう話をするのにもなかなか生徒と会えない、もちろん事情があるときは会えないと言ってくださり大丈夫なんですけれども、お約束したのに会えなかったとか、そういう部分で思うところもたくさんあったりするので、どこかで何か本人の意思じゃなく学習の環境を奪われている生徒について考えるチャンスがあればなと思い、感想ではあるのですが、実際そういう状況もあるということで、一緒に考えてくださればなと思っています。よろしくお願いします。

中澤会長： ありがとうございます。では、お願いします。

山口所長： 児童相談所の山口でございます。ありがとうございます。ご意見いただいた中で、まず、お約束をされていて会えなかったことがあったとのこと、申し訳ございませんでした。おっしゃっていただいたように、なるべく、学校のテストや、学校で使っている課題のプリントなどは、御協力をいただいて持ってきていただき、児童相談所の別室で誰か立ち会いのもとテストを受けたりですとか、高校生になりますと、児童相談所の中で受けるのは駄目と言われることもありますので、そういった場合には学校まで行って、もちろん別室にはなるのですけれども、テストを受けたりなどしているような状況です。

できるだけ学校行事とかも含めて参加ができるような方策というのを少しずつ増やしてきてはいるところですが、やはり、高校生ですと、欠席にはならないといっても1つ1つの科目の単位に響いてくることもありますので、そういったところは、引き続きこちらとしてもできるだけお子さんの学習機会を確保していけるように考えていきたいと思っておりますので、学校の先生方にもまた御相談させていただければと考えております。どうもありがとうございます。

中澤会長： ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、最初にもありましたけれども、もう1回全体的に見ていただきながら、コメントがありましたら、コメント用紙がついておりますので、そちらのほうに御記入をいただいて出していただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

議題（3）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況について

中澤会長： それでは、議題（3）に入らせていただきます。議題（3）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況について、事務局よりお願いいたします。

高木課長： こども家庭支援課の高木でございます。では、議題（3）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況について御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

資料2をお願いいたします。はじめに、千葉市こども未来応援プランの概要につきまして説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、資料2-1、千葉市こども未来応援プランについてを御覧ください。

まず、1の計画の概要でございますが、（1）の趣旨につきましては、策定当時、全国の子どもの6人に1人が相対的貧困の状態にあり、本市におきましても、生活保護などの支援制度の利用児童が約13人に1人いる状況から、子どもの貧困対策に関する基本理念や基本目標を定め、施策を体系的に整備し、総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、2の計画の位置づけでございますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律や大綱の趣旨を踏まえまして、千葉市新基本計画を上位計画とした個別部門計画として策定したものであり、議題（2）で説明のありました千葉市こどもプランなどの個別計画における課題等を反映させていただいております。

次に、（3）の計画期間でございますが、平成29年度から令和4年度までの6年間としておりまして、進捗状況の御報告は今回が最終年度ということになります。計画策定時には、平成29年度から令和3年度までの5年間とし

ておりましたが、上位計画である千葉市新基本計画の次期計画が令和5年度からの開始となったことに伴い、第2期こども未来応援プランの始期を合わせるため、計画期間を1年延長することといたしました。

次に、2の進捗管理の方法でございますが、後ほど御説明をいたします計画事業における取組状況の評価と数値目標における達成状況の確認により進捗の管理を行っていくこととしております。

次に、3の進捗状況の公表についてでございますが、まず、(1)の公表方法につきましては、この社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、毎年度、計画における実施状況や評価について御報告を行い、御意見をお伺いすることとしております。(2)のスケジュールにつきましては、本日、当分科会において御意見等をお聞きした上で、11月下旬頃に市ホームページで公表をする予定でございます。

続きまして、計画の令和4年度の進捗状況について御説明いたします。資料2-2、千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の令和4年度進捗状況についてを御覧ください。

1の(1)令和4年度計画事業の取組状況についてでございますが、4つの基本目標ごとに、各年度の令和4年度における実施状況に対する評価をまとめたものとなっております。評価基準につきましては、表の欄外に記載のとおりで、先ほどこどもプランのところで説明したものと同様となっております。なお、計画事業数は複数の基本目標にまたがって該当する事業や、複数の所管で実施する事業はそれぞれ重複でカウントしているところでございます。

続いて、(2)計画事業達成率の推移を御覧ください。表の一番下の行が令和4年度となります。全体としては表に記載のとおり、全127事業中、Aが2つ、Bが123、Cが2事業、Dがゼロとなっております。中央の黒い線の囲みでありますAB計で、全体として9割以上となっておりますので、おおむね計画どおりに実施ができたものと考えているところでございます。また、AB計につきましては、過去の計画期間6年間におきまして最もよい結果となっているところでございます。なお、こちらも複数の所管で実施している事業は重複してカウントしておりますので、重複なしの事業数としては115事業となっているところでございます。各事業の詳細につきましては、資料2

ー3、A3横長の資料にまとめておりますが、個々の説明は割愛させていただき、ここでは評価のよかった評価Aと、あるいは計画どおり実施できなかった評価Cの事業につきまして、補足して説明させていただきます。資料2ー3の字が小さくてちょっと読みにくいといった事情があったため、今日御報告いたします令和4年度分を抜粋したちょっと大きめの拡大版を本日配付させていただいたため、そちらを見ていただければと思います。私もこちらのほうを見ながら御説明させていただければと思っております。

まず、評価Aの事業でございますが、ナンバー11、教育センターのライトポート管理運営事業を御覧ください。こちらは不登校の小・中学校生を対象に、小集団の体験を通して社会性を育み、自分のペースで適応力を高めることで社会的自立をサポートするものでございますが、令和4年度にライトポート3か所に2名ずつ計6名の指導員が新たに配置されました。結果としまして、小学生の通級者が令和3年度の31名から令和4年度は123名と大きく増加しており、評価Aと書かれているところでございます。

続きまして、ナンバー58、これは当課、こども家庭支援課の学校外教育バウチャーでございます。こちらは生活保護受給世帯やひとり親家庭の児童に対してクーポンを提供し、学習塾やスポーツ、文化活動などの習い事に必要な費用を助成するものでございます。小学5年生、6年生が対象となりますが、年々利用者が増加し、令和4年度には生活保護世帯についてはひとり親世帯以外に対象を広げることとしたことで、より多くの方に御利用いただけたということで評価Aとさせていただいているところでございます。

次に、評価Cの事業でございますが、ナンバー125、こちらも当課、こども家庭支援課の事業でございますが、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業でございます。これはひとり親家庭の親または子が高卒認定試験の合格を目指して受講する対策講座、そういったものの費用を助成するものでございます。令和4年度は利用がなかったということで、評価Cとしております。実際に就労相談等を区で受け付けております自立支援員に確認したところ、早期に就労したいひとり親家庭は高卒資格というよりも介護職員の初任者研修であるとか、そういった仕事、収入に直結する資格のほうが望まれているということで件数は伸び悩んでいるということでございました。これは全国的にもこの事業に関しては伸び悩んでいるという形で来ておりま

す。今後対象となる方へ御案内は継続しながら、利用の必要な方には御利用を勧奨していきたいと考えているところでございます。

続いて、ナンバー158、こちらも当課、こども家庭支援課の所管の事業でございますが、養育費確保促進事業でございます。こちらは養育費に関する養育費保証契約の保証料の一部を助成するものでございますが、令和4年度は2件にとどまっているところから、評価Cとしているところでございます。こちらは養育費の保証契約を取り扱う事業者が全国的にも非常に少ないということ、また、契約する際にも支払者の支払い能力であるとか、あるいは過去に養育費の支払いの滞納がないことであるとか、そういったところの契約上のハードルが高いことが原因の一つと考えております。今後のニーズを踏まえた目標設定を行いながら利用のほうを周知してまいりたいと考えているところでございます。

評価A、Cの事業についての説明は以上となります。

続きまして、資料2-2の2ページをお願いいたします。2の数値目標の達成状況について御説明させていただきます。1の進学率、今回掲載させていただきますが、この進学率以外に、当計画では学校以外の1日当たりの勉強時間が数値目標となっておりましたが、こちらは令和2年度のアンケート調査でその結果については昨年度、令和4年度に御報告済みのため割愛させていただきます。

では、1の進学率ですが、こちらは毎年度集計をしているところでございまして、第2期計画にも数値目標として引き継がれているところでございます。目標は生活保護世帯児童及び児童養護施設等の高校進学率と高校卒業後の進学率を本市の全児童平均に近づけることとしております。加えまして、高校卒業後に進学あるいは就職している割合を100%に近づけることも目標としているところでございます。ここで言うっております児童養護施設等には里親やファミリーホームなどを含む社会的養護全般を有しているところでございます。これを計画策定時の平成27年度と今回更新しました令和4年度で比較いたしますと、児童養護施設等児童につきましては、高校の進学率につきましては、下の表の左から3行目のところですが、100%に達しておりまして、全児童平均を上回っているところでございます。

続いて、生活保護世帯の児童につきましては、高校進学率で93.6%と全児

童平均と比べますと5.5ポイント、高校卒業後の進学率で見ますと46.6%と全児童平均と比べますと40.5ポイントと、上の平成27年度の表と比べますと数値のほうは改善しまして、全児童平均に近づいているという形になっております。また、進学率と就職率の合計につきましても、児童養護施設等の児童は100%、また、生活保護世帯児童も平成27年度と比較して数値は向上しているような状況でございまして、目標でございます100%に近づいているところでございます。ただ、児童養護施設等の児童につきましては、もともと対象者数が12名という形で、人数が少ないので、数人の動向で大きく数値のほうは変動してまいりますことから、第2期計画につきましても、推移は注視していきたいと考えているところでございます。

続きまして、3の第1期計画を終えてというところで、今回は第1期計画の最後の御報告となりますので、基本目標を基に振り返りを行わせていただきたいと存じます。

まず（1）の教育の支援でございますが、スクールカウンセラーが全校に配置され、スクールソーシャルワーカーの配置も拡大されたことで、学校をプラットフォームとした支援体制が充実したことに加えまして、中学生の学習支援や幼児教育の無償化など、学習機会の均等を図る取組が推進されました。その一方で、不登校児童生徒の割合が増加傾向にございまして、引き続き教育の機会の均等化、学習環境の整備を継続する必要があると認識をしているところでございます。

次に、（2）の生活の支援でございますが、保育等の確保に加えて、ひとり親家庭等の相談体制などが充実し、支援体制の充実が図られました。また、子どもナビゲーターの配置により生活習慣や家庭環境の改善につきまして支援が推進された一方で、児童虐待の相談対応件数は増加しておりまして、また新たにヤングケアラーなどの課題も生じているところでございます。

次に、（3）の保護者の就労・経済的支援でございますが、保護者の学び直しや就労機会の提供などを推進するとともに、第3子以降の学校給食費無償化など、各種負担の軽減が図られ、とりわけ養育費確保に関する支援メニューが充実しているところでございます。今後も就労に係る支援はもちろん、安定した職業生活が継続できるよう生活基盤の下支えが必要となると考えております。

最後に、連携体制等でございますが、各関係機関の連携体制の構築とともに、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や各種研修の実施による支援人材の育成に取り組みました。子どもナビゲーターの連携の要となる人材の配置を拡充したほか、子ども食堂など企業や地域との連携体制も構築されました。しかしながら、関係者アンケートにありますように、支援を要する子ども・家庭に支援を届けにくいという現実があり、今後も課題となっております。

これら4つの視点から、第1期計画を振り返りまして、第2期計画では、支援が届かない、届きにくい子ども・家庭とつながる施策の推進を計画の力点としているところでございます。引き続き、関係課等と連携しまして、子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してまいりますので、今後とも委員の皆様におかれましては御協力をお願いしたいと存じます。

議題（3）千葉市こども未来応援プランの説明については以上となりますが、内容につきまして不明な点がございましたら、会議後におきましても、お時間のあるときに資料をお目通しいただき、お気づきの点がございましたら、資料2－4のご意見記入用紙等によりお問合せいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

中澤会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。今田委員、お願いいたします。

今田委員： 1つ教えていただきたいのですが、子どもルームにおける夏休み中の昼御飯というのは、費用はどのようなになっているのですか。

石田課長： 健全育成課の石田と申します。子どもルームにおいて、長期休業期間である夏休みと冬休みの食事の提供については、現在、各事業者の裁量に任せているのですが、今現在、千葉市の公設民営ルームの4分の1については、各事業者のほうで子どもたちに希望を取って配食サービスという形でやっております。残りの子どもルームにつきましても、今後それを拡充していくように検討をしている最中であります。

今田委員： 希望をすれば提供されるということですが、費用は保護者の負担になって

いるんですか。

石田課長： 今のところは保護者の負担ということで実施しております。

今田委員： 特に貧困の家庭ですと、学校給食がなくなったときには子どもたちが非常に飢えてしまうというようなお話を聞きますので、ぜひそのあたりは早めに公費で助成するようにしていただくといいと思います。よろしくお願いします。

石田課長： 今のところ、公費でというのは難しい話ですが、まずは生活保護を受けている家庭などにつきましては、子どもルーム自体の利用料が免除となっているなど、減免措置利用の対応をしておりますので、それでもという場合にはニーズ調査等を踏まえて対応を検討していきたいと考えます。

中澤会長： ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。では、渡辺委員からお願いします。

渡辺委員： 学校外教育バウチャーは大変評価が高く、ニーズも高いというような効果も出ているということで、拡充がされたと評価をしておりますけれども、実態としては、寄附金で成り立っている財源がついていないものと認識しています。これだけ需要が高いものは応援していきたいと思いますが、そのあたりは事務局としてどのようにお考えでしょうか。

あと、もう1点お聞きします。今回、学校関係の方が全くいらっしゃっていないのはなぜなのかということです。こども未来応援プランに関してかなりの部分で学校や教育委員会も関わる中で、この会議に参加していないことについて御説明いただければと思います。

中澤会長： お願いします。

高木課長： こども家庭支援課、高木でございます。学校外教育バウチャーに関しましては、貧困世帯の学力向上といったところで、一般世帯との差を縮めるための1つの方策として有益な事業であると認識しております。現在は、小学校5年生・6年生、生活保護世帯、ひとり親家庭の児童扶養手当全部の支給世帯の方々が受給対象となっておりますが、今後、それに関しまして拡大していくのが望ましい方向性かなというように考えているところでございます。ただ、その拡大の方向性につきましても、所得要件のほうを緩和してとか、あるいは学年の幅をより広い対象としていくのかなど、様々な議論がございますので、そういったところを検討しながら、財源についてはその中で必要性

が認められ、寄附では成り立たないというような形になった際に、一般財源のほうの投入を要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、この場に学校の関係者の方が出席していないことについてでございますが、学校等に関しましては、貧困については特に学校の貧困対策ということで、こども未来局と教育委員会との連携は非常に重要なものという形で認識しているところでございます。今後、こういった場がありましたら、そういった御意見も踏まえまして、出席等につきまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

宮葉課長： こども企画課でございます。今の点につきまして少し補足させていただきます。

今回、会場の都合もございまして、狭い会場なのと、議題2つに関して教育委員会の事業を説明する項目が少なかったということがございます。

あとはこの会議以前に庁内の連絡会議というものを設けておりまして、その中で教育委員会の各所管も入っておりまして、その会議の中で児童福祉専門分科会でも議題について説明して意見交換を行いつつ、また今後にも同じように庁内の連絡会議を開いて、この会議の中での御意見等につきまして情報共有を図るということを行っています。

以上でございます。

中澤会長： 以前、教育委員会の方に来ていただいたことがありましたよね。子どもルームというか放課後の議題に関して。必要に応じてそういう場合もあっていいかなと思っています。特に、子ども政策ですので、教育委員会との連携はすごく大切ですので、その点はよろしくお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

少し細かい数字を教えてくださいとか、不登校が随分増えているということですが、学年とか、どのあたりで増えているのかとか、それからもう1つ、ヤングケアラーはどのくらいの割合でいらっしゃるのかというのをちょっと教えていただければと思ひまして。お願いします。

高木課長： こども家庭支援課でございます。不登校の実態につきましては教育センターのほうで把握しているところでございまして、今現在学年ごとというような詳しい数字は持ち合わせていないのですが、今手元にある資料ですと、小・

中学生を合わせた不登校児童として、令和２年度が約1,050人、令和３年度が約1,290名といったところで、これは増加傾向にあるという形で認識しております。

また、ヤングケアラーの数字でございますが、こちらに関しましては、まさに国のほうが令和２年度に全国的な調査を開始したところでございまして、その中では、小学生の約15人に１人、中学生につきましては約17人に１人、高校生につきましては約24人に１人がヤングケアラーというような数値が出ておりまして、本市におきましても実態調査を行ったところ、出現率がそれよりも若干高いような形では出たのですが、ほぼほぼ同じような傾向という形で数値が出されているところでございます。

以上でございます。

中澤会長： ありがとうございます。不登校に関しても、また、ヤングケアラーに関しても、様々な課題を捉えていく必要はございますけれども、こういう数字にも注意していきたいなと思います。ほかにいかがでしょうか。何か御意見等、よろしいですか。ありがとうございます。

お願いします。

山口所長： すみません、東部児童相談所でございます。先ほどこどもプランの進捗管理の議題の際、坂原委員から御質問がありました一時保護児童の施設に預けたお子さん以外の平均在所数につきまして、御報告をさせていただきます。

児童福祉施設や里親、ファミリーホーム、それから自立援助ホーム、そういった施設関係に措置または一時保護委託で行った以外のお子さんについての数字になります。令和４年度の平均が39.41となっております。

以上でございます。

中澤会長： ありがとうございます。

それでは、議題（２）及び議題（３）に関しまして、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： ありがとうございます。

その他

中澤会長：　続きまして、次第3、その他ですけれども、事務局から御連絡はありますでしょうか。お願いします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。次回の開催予定でございますけれども、来年3月頃を予定してございます。日程につきましてはまた近くになりましたら改めて調整させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

中澤会長：　それでは、全体に関しまして各委員のほうから何か御質問、御意見などありましたらお願いいたします。

特に御質問、御意見はないようですので、これで予定していた議題等は終了になります。おかげさまをもちまして円滑に議事を進めることができました。それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

佐久間補佐：　それでは、以上をもちまして令和5年度第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。